

焼津市競争入札参加資格審査 更新申請要領（建設工事関連業務）

焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱に定める更新申請の方法等については以下のとおりです。

1 提出方法

- 郵便による送達、持参又は電子申請（更新期限日必着）
- 送達時に封筒の表に「更新申請」と朱書きしてください。
- 提出書類はA4サイズ（原本類がA4でない場合は、A4に変倍）で作成し、番号順に重ね、クリップ留めをしてください。ファイル等の綴じ込みは不要です。

2 提出先（問合先）

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号
焼津市総務部契約検査課契約担当
電話 054-626-1119（直通） F A X 054-626-1136

3 更新制度について

- 焼津市では、入札参加資格審査申請については、「更新制」を採用しています。
- 更新制は、入札参加資格者の「決算日」を基準にして一定の有効期間を与えるものです。つまり、入札参加資格者ごとに有効期限日が異なります。この有効期限日の10日前（更新期限日）までに所定の更新申請を行うことで、入札参加資格が更新されます。
- 新規登録申請又は更新申請の際に提出した財務諸表の基準となった決算日の属する月の翌月から起算して1年7カ月目の末日が入札参加資格の有効期限日となります。

4 提出期限（更新申請期限）等

有効期限日の10日前までに必ず更新の手続きをお願いします。

更新基準日（決算日） の属する月	入札参加資格の 有効期限日
1月	翌年の8月末日
2月	翌年の9月末日
3月	翌年の10月末日
4月	翌年の11月末日
5月	翌年の12月末日
6月	翌々年の1月末日

更新基準日（決算日） の属する月	入札参加資格の 有効期限日
7月	翌々年の2月末日
8月	翌々年の3月末日
9月	翌々年の4月末日
10月	翌々年の5月末日
11月	翌々年の6月末日
12月	翌々年の7月末日

- 更新期限日までに申請がなされなかった場合は、有効期限日をもって入札参加資格が満了となります。
- 更新期限日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。

- 決算日を変更した場合、又は会社更生法の手続き開始決定を受けた場合は、更新申請前に問い合わせをお願いします。

5 業者区分

- 申請者が有する本店等の主たる営業所の所在地に基づき次のとおり区分します。

- (1) 市内業者 焼津市内に主たる営業所を有する者
- (2) 市外業者 市内業者以外の者

6 提出書類

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出書類

提出書類名		備考	業者区分	
			市内	市外
1	焼津市競争入札参加資格更新申請書(建設工事関連業務)	様式8号 ・申請者は本社代表者としてください。	○	○
2	財務諸表	貸借対照表、損益計算書(写し可) ・終了した直近の事業年度分のもの	○	○
3	業務経歴書 ※1	様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録業種ごとに作成してください。ただし、直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。 ・登録業種として「建築関係建設コンサルタント業務」又は「土木関係業務」を登録している者のみ提出してください。	△	△
4	技術者経歴書 ※2	国土交通省様式に準拠(参考様式) ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録業種として建築関係建設コンサルタントの「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」を登録している者のみ提出してください。	△	△
5	納税証明書等	・いずれも発行日から3か月以内のもの(写し又は国税の電子納税証明書を可とする)		
	法人の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの(焼津市が発行する完納証明書) ※3	○	△
		イ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)について未納の税額がないことを証明する納税証明書(税務署様式その3の3) ※4	○	○
個人事業主の場合	ア 焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの(焼津市が発行する完納証明書) ※3	○	△	

		イ 国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がないことを証明する納税証明書（税務署様式その3の2） ※4	○	○
6	法律で定める毎事業年度の報告書の写し ※5	・登録業種として建築関連建設コンサルタントの「建築一般」又は「測量業務」を登録している場合は提出してください。 ・終了した直近の事業年度分のもの	△	△
適用： 「○」は提出必須。「△」は該当する場合に提出。				

【注】

※1 「業務経歴書」について

- 登録業種の建築関係建設コンサルタント業務、土木関係業務を登録している場合に、直近2年以内の主な契約を記入し提出してください。

※2 「技術者経歴書」について

- 登録業種の建築関係建設コンサルタントの「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」を登録している場合に提出してください。
- 技術者経歴書の様式については、国土交通省の統一様式を参考にして作成していただければ結構です。また、参考様式をホームページに掲載しますのでご活用ください。

※3 「焼津市が課するすべての税について滞納繰越分も含め未納がないことを証明するもの（焼津市が発行する完納証明書）」について

- ご提出いただく書類は、完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。
- 焼津市役所本庁舎内の市民課又は大井川庁舎内の大井川市民サービスセンターで、税証明書交付請求書にて完納証明書を請求してください。その際に運転免許証などの身分を証明するものがが必要です。
- 焼津市が課する税について滞納繰越分も含め未納がある場合は、未納分を納付していただいた後、一定期間を過ぎないと完納証明書が発行されませんのでご注意ください。
- 市外業者の方は、課税されている場合には提出してください。未提出でのちに申請日時点での未納が確認された場合は、入札参加資格者名簿から抹消されますのでご注意ください。

※4 「法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書」について

- 免税業事業者の方についても未納がない旨の納税証明書（法人の場合は、税務署様式その3の3。個人事業主の場合は、その3の2。）が発行されますので、必ず提出してください。
- 電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○ ○株式会社」等とし keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp へ電子メールを送信してください。

※5 「法律で定める毎事業年度の報告書の写し」について

- 入札参加資格登録業種の建築関連建設コンサルタントの「建築一般」を登録している場合は、建築士法第23条の6に規定する事業年度報告の写し（申請日において終了した直近の事業年度分のもの）を提出してください。
- 入札参加資格登録業種の「測量業務」を登録している場合は、測量法第55条の8に規定する事業年度報告の写し（申請日において終了した直近の事業年度分のもの）を提出してくだ

さい。

- 上記の事業年度報告において財務諸表に関する書類を網羅する場合は、財務諸表の提出は不要です。

※6 「受付の確認」について

- 受付票は当市から発行しません。受付票類が必要な場合は、返信先を記載し、63円切手を貼付した「はがき」を添付していただければ、受付印を押印して返送します。
- 申請書類持参の場合は、様式8号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します

※7 各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/kousin-top.html>

7 更新申請の審査結果等について

- 申請書類を受理した日の属する月の翌月1日（1日が休日の場合は直後の平日）に、本市ホームページの入札参加資格者名簿（焼津市競争入札参加資格登録業者一覧）を更新します。
- 更新申請の審査結果は書面で通知しませんので、名簿に登録があり更新期限月が延長されていることをホームページでご確認ください。

<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/gyosya.asp?okind=N&omode=1>

- 更新申請の審査の結果、入札参加資格が認められなかった方には、入札参加資格更新の否認通知を送付します。

8 書類不備等の場合の措置について

- 書類の不備又は不足等がありましたら、連絡をしますので、速やかに不足書類等を提出し、補完してください。
- 補完が更新期限日までにできない場合は、入札参加資格審査が未了であるため、入札参加資格は留保され、競争入札に参加できません。更新期限日の属する月の翌月の末日10日前（以下「補完期限日」といいます。）までに補完してください。
- 補完期限日が休日の場合は、休日の前の平日が補完期限日となりますので、注意してください。
- 補完期限日までに補完がされ、入札参加資格が認められた方は、補完期限日の属する月の翌月1日に有資格者名簿に登録されます。
- 補完期限日までに補完ができない場合は更新を否認し、入札参加資格更新の否認通知を送付します。

(例) 申請期限日と補完期限日の関係

入札参加資格の有効期限日	更新期限日 (有効期限日の10日前)	補完期限日 (更新期限日の属する月の翌月の末日10日前)	有資格者名簿登録日 (補完期限日の属する月の翌月1日)
10月31日	10月21日	11月20日	12月1日

9 建設工事関連業務における法令に基づく登録の更新について

- 建設工事関連業務において、営業に関して法令（建築士法第23条第1項、測量法第55条第1項）に基づく登録が必要な業種については、法令上の有効期間がありますので、更新の登録をしてください。
- 法令に基づく更新の登録を行わない場合は、別途変更届出において、廃業等届出書（様式12号）を速やかに提出してください。